

9月9日（第2日）

9月9日（金）第2日 午前10時00分開議

出席議員

1番	宮下成美	2番	笥本語
3番	上本雄一郎	4番	平本美幸
5番	美濃英俊	6番	古居俊彦
7番	長坂実子	8番	岡野数正
9番	平川博之	10番	酒永光志
11番	沖也寸志	12番	沖元大洋
13番	上松英邦	14番	浜西金満
15番	山本一也	16番	吉野伸康

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	明岳周作	副市長	土手三生
教育長	小野藤訓	総務部長	山本修司
企画部長	奥田修三	危機管理監	佐野数博
市民生活部長	江郷壱行	福祉保健部長	仁城靖雄
産業部長	泊野秀三	土木建築部長	水頭顕治
教育部長	山井法男	消防長	丸石正男
企業局長	躍場克之		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	矢野圭一
議会事務局次長	長原範幸

議事日程

日程第1	一般質問
日程第2	報告第13号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）
日程第3	報告第14号 専決処分の報告について（大柿市民センター新築工事（建築）請負契約の変更について）
日程第4	報告第15号 令和3年度江田島市一般会計予算の継続費精算に関する報告について
日程第5	報告第16号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告について
日程第6	同意第3号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
日程第7	議案第37号 江田島市農地中間管理機構関連農地整備事業に係る特

		別徴収金に関する条例案について
日程第 8	議案第 38 号	江田島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第 9	議案第 39 号	江田島市議会議員及び江田島市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第 10	議案第 40 号	(仮称) 飛渡瀬交流プラザ新築工事(建築)請負契約の締結について
日程第 11	議案第 41 号	広島県水道広域連合企業団の設立に係る協議について
日程第 12	議案第 42 号	令和 4 年度江田島市一般会計補正予算(第 2 号)
日程第 13	議案第 43 号	令和 4 年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)
日程第 14	議案第 44 号	令和 4 年度江田島市介護保険(保険事業勘定)特別会計補正予算(第 1 号)
日程第 15	議案第 45 号	令和 4 年度江田島市宿泊施設事業特別会計補正予算(第 1 号)
日程第 16	議案第 46 号	令和 4 年度江田島市水道事業会計補正予算(第 1 号)
日程第 17	議案第 47 号	令和 4 年度江田島市下水道事業会計補正予算(第 1 号)
日程第 18	議案第 48 号	令和 3 年度江田島市一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 19	議案第 49 号	令和 3 年度江田島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 20	議案第 50 号	令和 3 年度江田島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 21	議案第 51 号	令和 3 年度江田島市介護保険(保険事業勘定)特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 22	議案第 52 号	令和 3 年度江田島市介護保険(介護サービス事業勘定)特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 23	議案第 53 号	令和 3 年度江田島市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 24	議案第 54 号	令和 3 年度江田島市港湾管理特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 25	議案第 55 号	令和 3 年度江田島市地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 26	議案第 56 号	令和 3 年度江田島市宿泊施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 27	議案第 57 号	令和 3 年度江田島市交通船事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 28	議案第 58 号	令和 3 年度江田島市水道事業会計剰余金の処分及び決

算の認定について

日程第 29 議案第 59 号 令和 3 年度江田島市下水道事業会計決算の認定について

開会（開議） 午前10時00分

○議長（吉野伸康君） ただいまから、令和4年第4回江田島市議会定例会2日目を開きます。

ただいまの出席議員数は16名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（吉野伸康君） 日程第1、一般質問を昨日に引き続き行います。

一般質問の順番は通告書の順に行います。

9番 平川博之議員。

○9番（平川博之君） 改めまして、皆様、おはようございます。9番議員、公明党の平川博之でございます。

傍聴席の皆様、またネット配信を御視聴の皆様、本当に御苦労さまでございます。

最初に、長期にわたり新型コロナウイルス感染症との闘いに取り組んでくださっている多くの医療機関の方々に心から感謝申し上げます。

それでは、通告に従い質問します。

最初に、公共施設及び避難所施設の利用促進についてです。

近年、日本でも食文化が欧米化してきたことが原因で、高齢の男性を中心に前立腺がんや膀胱がんになる方が増えてきています。前立腺がんや膀胱がんの患者は手術の影響で頻尿や尿漏れの症状が起き、尿漏れパッドが必要となります。また、老化により排尿のコントロールが難しくなります。少し前のデータであります、2018年の国立がん研究センターの統計によりますと、前立腺がんと診断された患者数は全国で9万2,000人、膀胱がんの男性患者数は1万8,000人に上ります。

そこで、公共施設などには多目的トイレがあるため、ボックスの設置はしておりますが、避難所、集会所施設には多目的トイレがないため、ボックスの設置がないところもあると思います。そこで、本市における公共施設及び避難所施設のサンタリーボックス設置の取組状況についてお尋ねします。

2点目に、児童支援事業について伺います。

保護者の就労形態において、利用者の利便性を高めるため、早朝からの児童クラブの開設が考えられますが、どのようなお考えをしているのか。

以上、2点伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 失礼いたします。おはようございます。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

平川議員から2項目の御質問をいただきました。まず、私が1項目めについてお答え

をさせていただきます。その後、2項目めについては教育長から答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

初めに、1項目めの公共施設及び避難所施設の利用促進についてでございます。

本市の公共施設は、市役所本庁舎をはじめ、各地域の皆様の活動拠点となります市民センターや交流プラザ、児童生徒の保育や教育の場であります認定こども園や小・中学校、各種講演会やスポーツ行事などで利用しております、わくわくセンターやスポーツセンターなど、様々な施設が全部で189施設ございます。このうち、身体障害者用などの多目的トイレを設置している施設が64施設ございます。

病気や高齢などの理由により尿取りパッドや紙おむつを使用している男性が外出先でこれらの汚物を処分することができないということから、公共施設の男性用トイレにもサンタリーボックスを設置する動きが各地で広がっている状況も認識をしております。

しかしながら、現在、本市では、多目的トイレの一部を除き、男性用トイレにサンタリーボックスは設置していない状況でございます。

今後は、「一人ひとりが自分らしく輝き 共に生きるまち・江田島」を基本理念とする高齢者福祉計画や都市計画マスタープランなどに基づき、ユニバーサルデザインのまちづくりに向けて、まず、施設利用者の皆様にサンタリーボックス設置の趣旨を御理解をいただきながら、多目的トイレのない施設への設置について、これは前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 小野藤教育長。

○教育長（小野藤 訓君） 続きまして、2項目めの児童支援事業についてお答えさせていただきます。

本市では現在、9つの放課後児童クラブを設置しております。定員は346名に対しまして、入会している児童数は278人でございます。開所時間は、平日は13時30分から18時まで、夏休みなどの長期休暇等は8時から18時まででございます。

本年2月に放課後児童クラブに関するアンケート調査を実施しましたところ、319件の回答がありました。その中で、自由意見欄に早朝の放課後児童クラブ開所を希望する意見は1件しかございませんでした。また、県内の状況といたしましては、早朝から放課後児童クラブを開所している市町はございません。したがって、既存の放課後児童クラブの枠の中で対応することは難しいと感じております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 平川議員。

○9番（平川博之君） 御答弁ありがとうございます。

前向きな検討ということも言葉いただきましたので、よろしくお願いいたします。

最初に、公共施設、また避難所施設の利用促進について再質問させていただきます。

多目的トイレのない場所への設置に検討することでしたが、災害はいつ起こるか分かりません。また、待ってもくれません。そこで、衛生面的なことも考え、災害などで避難されて来られる方のために、男子トイレの1か所でもボックスの設置を考えてみてはと思うが、どうでございましょうか。

○議長（吉野伸康君） 佐野危機管理監。

○危機管理監（佐野数博君） 男性トイレにもサニタリーボックスの必要性につきましては、ニュース等により認識はしておるところでございます。

江田島市の一時避難所23か所につきましては、既存の公共施設等を利用しておりますので、通常時から施設側にて整備というのが望ましいところではありますが、災害時においての一時避難所につきましては、備品の中にBOS袋といたしまして、防臭袋等を準備しております。応急的にそういったものが代替の活用も可能と考えております。

また、災害時により避難所生活が長期化するような場合ですと、備蓄しております簡易トイレ、または携帯トイレなどを活用することも想定しております。そこには消臭剤と凝固剤というのがセットになりました便袋を備えることとなります。ですので、その中に紙おむつ等も一緒にそこにに入れて、可燃ごみとして処理するようものになっておりますので、災害時においてはそういったものも応急的に対応できるものと考えております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 平川議員。

○9番（平川博之君） 代替するものがあるということなので、ぜひともそういったものをそういった箇所に設置できるように、よろしくお願ひしたいと思います。

本当しつこいようでございますが、健全な方、健康な方には分かりづらいことでございますけど、いざ災害が発生したとき一番最初に避難される方は、足腰の悪い方、高齢の方、車椅子等での生活をされている、そういった弱者の方々です。最初に避難されるということは、それだけ避難所での滞在時間も増えます。そういった状況も考慮し、今後の検討課題にさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

じゃあ、2項目めの児童支援事業について御質問させていただきます。

アンケート調査の状況は教育長の答弁でよく分かりましたが、市外に就労する子育て世代の支援策になると思うので、ぜひとも検討してみてはと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 山井教育部長。

○教育部長（山井法男君） 早朝の児童クラブを開いてはどうかとの御要望です。

実施したアンケートのことを少し説明させていただきますけれども、現在、児童クラブのサービス拡充を教育委員会のほうでは検討しておりまして、本年の2月にアンケート調査を実施しました。それは、もう6年生は卒業するので、5年生から下で、保育園の年長までを対象にしました。そのアンケート調査は、今聞いているニーズ、要望が多いのが6時以降を延長してほしいとか、あるいは土曜日は月に1回しか開いてないんですけれども、土曜日、毎週開いてほしいとか、そういうことをちょくちょく聞くものですから、そういったところのニーズがどの程度あるかということの調査で、平日の早朝については、ずばり聞く質問はなかったわけなんですけれども、そのアンケートの設問の中でですね。ただ、その自由記載欄でいろんなことを書いていただくんですけれども、その中に、夏休み中の児童クラブについて、夏休み中は朝8時からなんですけれども、その8時をもう少し早く開いてほしいという意見が1件あったということです。

それで、議員御提案の平日、学校があるときに朝1時間か2時間ぐらい開いてほしいということなんですけれども、潜在的にはそうした要望が複数あるのかもしれませんが、これまで児童クラブを運営している中では、保護者から平日の学校が始まる前の児童クラブを開いてほしいといった意見は聞いておりませんので、今、我々の捉えとしては、強いニーズがあるとは感じておりません。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 平川議員。

○9番（平川博之君） 分かりました。

なかなか声に出して言えない方いうのも多々いらっしゃいますので、また私自身もちょっといろいろ考えてやっていきたいと思えます。

次の質問をさせていただきます。答弁の中で、県内ではこのような取組を行っているところはないとのことでしたが、このような取組をすることにより、地域の方々と子供たちとの距離も縮まり、子供たちを守ることにもつながると思えますが、どうお考えでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 山井教育部長。

○教育部長（山井法男君） 再度、早朝の児童クラブがどうかということですが、現行の児童クラブという枠組みの中で、平日、学校が始まる前の一、二時間を児童クラブとして開くというのは難しいと考えています。

しかしながら、福祉保健部で子育て施策の一つとしてファミリーサポート事業というのを昨年度からスタートしています。そちらを活用できれば、そうしたニーズに応えられるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 平川議員。

○9番（平川博之君） それでは、福祉保健部長にお聞きしますが、ファミリーサポート事業で、学校登校前の一時間ないしでもいいんですが、子供を預かってもらえるものかどうか、ちょっとお聞きいたします。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 江田島市ファミリーサポート事業についてでございます。このファミリーサポート事業は、先ほどありましたように、昨年度、令和3年度から実施しておる事業でございます。これは、子育てを援助してほしい人と子育てを援助したい人が会員となりまして、子供の預かりなど一時的に子育てを助け合う有償ボランティア制度でございます。その実施要綱に、第7条になるんですけれども、保育所、認定こども園、小学校及び学童保育の開始時間前に子供を預かることと記載がされております。その意味では、まさに今回の質問に合致したものだと思っております。

しかしながら、会員の中に早朝から預かっている方がいらっしゃるかどうか、また、それが毎日できる方がいらっしゃるかどうか、そういったマッチングが必要になってこようかと思えます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 平川議員。



○9番（平川博之君） せっかくいいサービスを始められてるので、ぜひとも強固に進めていただけたらいいなと私は感じておりますので、ぜひともよろしく願いいたします。

じゃあ、そのファミリーサポート事業のことで、ファミリーサポート事業の実績として、どの程度の、現在までですね、利用があったのか、また、どのようなそういったニーズが多かったのか、分かれば教えてください。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） ファミリーサポート事業の実績とニーズということでございます。昨年度実績では合計で40件の御利用がありました。このうち依頼が多かったのは、こども園や学校が休みのときに一日とか半日とかで預かる場合で、これが15件でございます。その次に、学校などから帰宅後に預かるというのが4件でございます。議員が今おっしゃられるような、学校が始まる前、いわゆる登校前の預かりというのはございませんでした。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 平川議員。

○9番（平川博之君） ありがとうございます。

本当、少ない件数か多い件数か、私にはちょっと判断できませんけど、そういったサービスを御利用される方がいらっしゃるということは、よくよく検討していかなくちゃいけない課題じゃないかと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

最後に、今回この質問をしましたことに関して、保護者または利用者の中には、自分たちの生活の中で時間のやりくりを精いっぱい頑張っております。思ってもなかなか声を出せない状況でもあります。特にひとり親の場合、時間のやりくりが大変御苦労されています。少数の方の要望かもしれませんが、ぜひとも江田島市独自の子育て支援の取組の一つとして、早朝の児童クラブを考えてもらいたいと思います。児童クラブが難しい場合は、福祉保健部で実施をされておりますファミリーサポート事業、これをしっかりPRして、子育て世代のニーズにお応えしていただけたらと強く要望いたします。

これからも行政職に関わる皆様の力により、安全で安心なまちづくりのさらなる構築のため、活躍していただくことを期待して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（吉野伸康君） 以上で、9番 平川議員の一般質問を終わります。

7番 長坂実子議員。

○7番（長坂実子君） 皆さん、おはようございます。政友会7番議員、長坂実子です。

傍聴にお越しの皆様、ありがとうございます。そして、インターネット配信で御覧の皆様もありがとうございます。

それでは、通告に従いまして2項目、移住・定住促進の魅力化についてと、江田島市の定住や縁づくりを進めるための文化的な魅力づくりについて質問させていただきます。

先日、移住してきた方とお話してましたら、こんなことを言われました。何でこんなところに来たんと周りの人からよく聞かれるんです。江田島市はいいところなのに、と

ということで、このようなことはこれまでも聞いております。住んでいるところのよさは外に出てみないと分からないとも言われますが、江田島市を好きとも何とも思わない市民の方が意外と多いなと私は感じております。

江田島市への愛着や誇りがないと、市民の人口流出を加速させることになると思います。江田島市の人口動向を見ても、転入者より転出者のほうが多い状況が10年以上続いています。広島市や呉市に近くて、自然が豊かで住みよい環境なのに、若い世代が出ていき、高齢化率が45%と少子高齢化が進んでいるのは、江田島市に暮らしの魅力があるのを伝わっていない、そういうことだと私は思います。

江田島市に魅力を感じないで、ただ田舎の島に生まれ育っただけだと思っていれば、便利な都市部への憧ればかりを生んで、結果、人は出ていき、戻ってこなくなるのではないかと心配しております。江田島市で移住・定住を進めるためには、市外に進学や仕事で出た若い人が戻って暮らすように、愛着や誇りを持たせることを考えたPR、江田島市の魅力づくりなどを新たに打ち出していけない状態だと思います。

そこで、まず、移住・定住促進の魅力化について伺います。

日本全体で少子高齢化と人口減少が進む中、全国各地で移住・定住促進が進んでいます。若い世代を何とか増やそうと、子育て支援や企業誘致など、全国各自治体が様々に移住の魅力をPRしています。本市においても、定住人口の増加のため、子育て支援や仕事の間をつくることを重点的に取組をしており、成果も出ております。これは評価されるものと思っております。もちろんこれも必要不可欠なことだと思いますが、今後の人口減少に対処すべく、移住・定住促進事業にさらに本市独自の魅力を出していく必要があると私は思います。

本市の住環境は、都市部と比較して広々とした居住環境を実現しやすく、瀬戸内海の温暖な気候で、ゆったりと自然の中で暮らせるのが魅力です。都市部の居住環境を見ても、広い伸び伸びとした居住環境を持つことはなかなかできませんが、江田島市では広い居住環境を取得しやすく、子育て世代とその親世代の3世代の家族での近居や同居に暮らしやすい空間を手に入れることができます。実際、江田島市には3世代で住んでいるという御家庭も多いと思います。

結婚や子育てをきっかけに親世代の近くに住みたい、または、年を取ってきて子供の世帯の近くに住みたいという思いを持つ人も多いと思います。そのような家族の支え合いのできる居住環境を望む人向けに、3世代の同居や近居に適した江田島市の魅力をPRし、出身者が結婚、子育てをきっかけに戻ってくる後押しや、東京圏に向けた3世代家族、3世代ファミリーの移住を進めたらどうでしょうか。

コロナ感染症が広まって以来、東京圏では働き方も多様化したこともあり、過密する都市部から地方へと暮らしの場が見直され、全国各地で移住が活発になってきている状況があります。本市でも移住が増えていますが、今の流れの中で、ぜひ子育て世代と親世代の3世代の家族の近居、同居に適した暮らしの空間を我が市の暮らしの魅力にしていきたいと思っております。

都市部に打ち出せる3世代向けの主な魅力に、子育て環境について言えば、自然の中で伸び伸びと育てられること以外にも、認定こども園は5園あり、現状、都市部の待機

児童問題のように入れないこともなく、それぞれのこども園で保育の特色を出して、自然に触れ合いながら子育てができるのも魅力です。

先日、都心に暮らす知人と話をしている中の子育ての話聞いて驚いたことがあります。窓際で遊ばせていたら苦情が来る。子供の声がうるさいという苦情が来るから、部屋の真ん中に集めて遊ばせている。そんな話を聞きました。江田島市の広い居住空間では、伸び伸び子育てができるのは本当に魅力的なことだと私は実感しております。

また、親世代を連れてきても、医療・福祉の環境は都市部と比較しても江田島市は充実していると思います。市内には18の病院や診療所、10か所の歯科診療所があり、また、老人ホームなどの福祉施設もありますが、在宅医療や介護サービスも受けられる環境もあり、なるべく家で最後まで家族のそばで暮らしたいという人、また、最期まで親や家族をみとりたいという人にも寄り添える環境が整っております。呉市や広島市は総合病院が充実しており、呉市に高度医療を受けられる病院が幾つかありますが、車で1時間かかりません。船でも陸路でも通院可能で、医療・福祉の環境には恵まれ、老後も安心して暮らせる環境です。

こうした医療・福祉サービスに恵まれた環境は、都市部と比較しても魅力あるものだと思います。住む環境はそれぞれの土地にメリット・デメリットが当然にあり、都市部と比較して便利さは劣っていても、比較的安価に広々とした居住空間を持ちやすく、自然に触れ合いながら子育てができ、医療・福祉の環境が整っているのも老後も安心、3世代家族の移住に適していると思います。そういったメリットを江田島市の魅力としてしっかりPRをしていただきたいと思います。

2項目めに、江田島市の定住や縁づくりを進めるための文化的な魅力づくりについて質問をいたします。

江田島、能美島から成る江田島市は、遡れば安徳天皇ゆかりの地、大君があつたり、中世は海上交通が盛んで栄えた時代もあり、また、寺社仏閣が島の津々浦々にあり、祭りや盆踊りなど個性豊かな文化も各地に残っていることは、豊かな精神文化が培われてきた表れだと思います。海軍兵学校としてあった歴史もあり、また、三高や大君にある砲台跡、江田島町の海友舎など、江田島市の近代の戦争の時代を知る戦争遺跡も多くあります。また、六角紫水さん、山下明生さんなど、江田島市が誇るべき芸術文化も生まれています。

江田島市がこれまで歩んできた歴史とともに、歴史的な文化財や史跡、各地に個性豊かな文化が生まれていますが、各地で大切にされている文化を、これが江田島市の文化ですと観光の魅力として出すぐらいの文化的な魅力のアピールはあまりされていません。

江田島市をふるさととして愛着や誇りを育み、江田島市への定住や縁づくりを進めるためにも、文化的な魅力づくりは必要だと思います。

そこで、提案したいのが、山下明生さんの作品を活用した本市の魅力づくりです。山下明生さんは本市の出身で、すばらしい児童文学作品をたくさん生み出しています。絵本の「バーバパパ」の翻訳でも有名ですし、海をテーマにしたファンタジックな世界観もすばらしく、山下明生さんの絵本や児童書は多くの人に親しまれていますが、市民の皆さんには山下明生さんが江田島市の出身者であることはあまり知られてない状況です。

市民が山下明生さんを知り、このように能美島から生まれた文学作品があることを知れば、誇らしく思うのではないのでしょうか。江田島市としても、山下明生さんを取り上げることが今までにないので、江田島市の新たな文化的な魅力として生かしていただきたいと思います。

柿浦地区では山下明生さんとの交流や文化的活動もされてきているように聞きましたが、多くの市民は知りません。「バーバパパ」や「島ひきおに」など、江田島市のイメージにぴったりのキャラクターだとも思いますので、ぜひ市民に広がるような取組や、江田島市から生まれた文学作品を生かした本市の新たな魅力づくりをしてはいかがでしょうか。市長の考えを伺います。

○議長（吉野伸康君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 長坂議員から2項目の御質問をいただきました。順にお答えをさせていただきます。

まず、1項目めの移住・定住促進の魅力化についてでございます。

新型コロナウイルス感染症は、我々のこれまでの暮らしの姿に様々な変化をもたらしました。人々が密集する都市部での暮らしが見直され、場所を選ばず働くことができるリモートワークや企業の地方移転など、今後もこの流れは一定数見込まれるものと感じております。

近年、本市への移住も活発化しておりまして、令和3年度は移住者は22世帯47名、空き家バンク物件の成約数は39件と、過去最高の実績値となっております。こうした移住された方が本市を選んだ理由には、都市圏に近い瀬戸内の島という立地面の優位性と、イメージのよさや、市内外の若い世代が元気に活動している姿や、新たな企業の進出、また、島のみんなが、市民の皆さんが移住者を迎え入れる温かな気風などが上げられると考えております。

今後も移住・定住ポータルサイトやメディアを活用して島暮らしの情報発信を強化し、興味を持った方々へのサポート体制をしっかりと行うことで、この勢いを閉ざすことなく持続できるよう取り組んでまいります。

そうした取組の中で、議員が御提案の3世代ファミリーの同居、近居は、移住を検討する家族の形の一つとして相談者へ提案できるものと思います。移住により3世代の同居、近居が実現し、本市で豊かな暮らしを営まれているケースが生まれれば、その暮らしぶりをポータルサイトなどでPRし、新たな移住の形としてイメージづけを図ってまいります、このように考えております。

次に、2項目めの定住や縁づくりのための文化的な魅力づくりについてお答えをさせていただきます。

本市には、旧海軍兵学校や砲台跡など歴史的遺構、六角紫水先生の作品、江田島市美術展で展示される市民の方々の絵画や書など、様々な文化的な魅力がございます。こうした情報を発信するため、現在、文化振興、観光振興を目的としたホームページでの紹介や、大柿地区歴史資料館や学びの館での展示などを行い、市内外の幅広い皆様に触れていただけるよう取り組んでいるところでございます。

また、縁のある方に江田島市を深く知っていただく取組として、令和2年には市出身者などで構成される東京江田島ファン倶楽部の会報誌で特集を組んで、本市の史跡スポットを取り上げて紹介をいたしております。

本市の文化的な魅力を市内外の皆様に発信するために、御提案いただいた郷土出身の児童文学作家、山下明生先生の作品はすばらしいコンテンツになろうかと考えております。定住や縁づくりを進めるきっかけとなり得るという認識のもと、今後、文化の振興による魅力づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 長坂議員。

○7番（長坂実子君） 御答弁ありがとうございました。

今、まず、移住・定住促進の魅力化についてから再質問させていただきます。

移住相談を受ける中で、3世代家族、ファミリーの同居や近居を移住相談者へ提案してみても、成功事例が出れば、本市のイメージづけをするというような御答弁だったと思います。取りあえずやってみようということで、前向きな取組をしていただきたいと思います。

今の御答弁の中で、令和3年の移住者数が過去最高で22世帯47名とのことでしたが、どのような世帯の方が移住されてきてるのでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） 移住者の世代別に関する御質問です。

令和3年度に移住された22世帯のうち、20歳代の方が5世帯、30歳代の方が7世帯、40歳代が2世帯、50歳代が6世帯、60歳代が2世帯となっております。全体的に見ますと、比較的若い世代からの移住相談も多くなっておりまして、興味関心の高まりを非常に感じている、このように感じております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 長坂議員。

○7番（長坂実子君） 以前は年齢層高めの年代の移住の方が多かったように思いますが、今お聞きしますと、若い世代、働く世代の移住が増えているように思います。

移住の増加もしているとのことだと思いますけれども、その要因をどのように考えられているのでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） 要因なんですけど、市長の答弁でも触れさせていただきました。人々が密集する都市部、関西や関東も含めてですね、そういった暮らしが見直され、場所を選ばず働くことができますリモートワークや、企業そのものの地方移転などの流れが移住の活発化に根底にあると考えております。これに加えまして、従前のような厳しい移動制限が令和3年度以降となっておりますので、そうした流れの中で、移住の相談や移住者も増えたものと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 長坂議員。

○7番（長坂実子君） ありがとうございます。

お聞きしてましたら、移住者の方が江田島市の暮らしに魅力を感じてきてくださっているということ、市民の方にももっと魅力に思っていたきたいなと思います。

今後の移住促進をするのに、どのようなところに力を入れていきたいと考えられているのでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） 力の入れどころなんです、広島県が実施しました人口移動統計調査によりましたら、転出超過の最も大きい要因、これは仕事に関するものでした。したがって、仕事の間、これをしっかりと確保することが最も江田島市に移住していただける環境を整えることだと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 長坂議員。

○7番（長坂実子君） 本市にいる市民からもよく聞く話ですけれども、仕事場の必要性、若い世代が暮らしを続けることを考えると、必要不可欠ですので、女性、男性にかかわらず働き方に選択肢を増やせるように、今後も取り組んでいただきたいと思えます。

一方で、外に出ていた人が戻ってくる後押しや、移住・定住を進めるために、都市部にはない江田島市の暮らしの魅力、価値が伝わることも重要だと思います。江田島市は都市部の近くにありながら、自然に触れ合って、広い居住環境を持って、伸び伸びと子供を育てられる環境にも恵まれていること。自然の中で暮らしながらも医療・福祉の環境に恵まれて、安心して老後も家で暮らせること。子育て世帯にその親世帯も含めて3世代の家族が江田島市内でゆったりと豊かな、心豊かな暮らしができることは、本当に恵まれていることだと私は思っています。

市民の方も暮らす環境に誇りを持てるようにしていただきたいなと思うんですが、市外に出ていった人に、結婚や出産を機会に江田島市で暮らすのがいいよって言えるぐらいなるよう、ぜひ3世代家族の移住を本市の魅力として、ぜひアピールして、移住促進をしていただきたいなと思います。

続きまして、2項目めの質問、再質問させていただきます。市長から御答弁では、前向きな御回答いただきました。ありがとうございます。ぜひ作品を生かした魅力づくりに取り組んでいただきたいと思えます。

山下明生さん出身の柿浦地区では交流が深く、聞いたところによりますと、山下明生さんが毎年6年生に1時間の授業をする時間をつくったり、閉校した柿浦小学校に御自身が出版される本を出版するときに寄贈したりと、山下明生文庫もあつたり、柿浦地区では山下明生さんとの交流が深く続けられていたそうです。それも、私は隣の飛渡瀬にいらながらも最近知ったことで、ほかの市民の方も多くは知られてないと思えます。

本市の移住・定住の魅力として発揮するためにも、広く市民の方が山下明生さんの作品に親しめるような形にこれができないものかと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 山井教育部長。

○教育部長（山井法男君） 山下明生さんの作品についてのことです。

以前あった大柿公民館の図書室ですけれども、山下明生さんの著作を123冊所蔵し

てました。それから、先ほど議員触れられました翻訳本も幾つかしてまして、翻訳本は47冊を大柿公民館の図書室に所蔵しておりまして、議員も御存じかもしれませんが、山下明生コーナーというのをその図書室の中に設けていました。

大柿公民館については、現在、建て替え中で、今度、大柿市民センターになりますけれども、この秋にオープンする予定ですけれども、そちらでもこれまで同様に図書室を設置する予定にしております。また、山下明生さんのコーナーについても、以前のように、引き続きその図書室の中にコーナーを設けたいと考えています。

また、江田島図書館や能美図書館におきましても、山下明生さんの著作を相当数所蔵しておりますので、市民の皆さんが山下明生さんの作品に親しめるよう、今後、何らかの工夫をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 長坂議員。

○7番（長坂実子君） ありがとうございます。

大柿図書館だけじゃなくて、江田島、能美でもこれから山下明生さんの作品親しめるように工夫をしていかれるということで、ぜひお願いしたいと思います。

山下明生さんの翻訳の「バーバパパ」や山下明生さんの作品の原画展の開催などできたらいいなと思います。山下明生さん、ぜひ御存命のうちに、作品をテーマにした企画を開催してほしいと思います。ぜひこちらよろしくお願いいたします。

山下明生作品は海をテーマにしたものが多くて、能美島で育ったこともよく分かります。「バーバパパ」は仲よし家族の物語で、自然の中で丁寧な暮らしぶりが描かれていたり、江田島市のイメージにぴったりだと私は思っております。「島ひきおに」、これは山下明生さんの作品なんですけれども、「島ひきおに」や「バーバパパ」を例えば船やバスなどの公共交通でPRするなど、江田島市の新たな魅力づくりに活用してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） PRの手法の話だと思います。

船やバスの中で山下明生さんの作品をチラシを掲示するなどしてPRすることは実際には可能だと思います。そのためには、江田島市自身がしっかりと山下明生さんにスポットを当て、どのように山下明生さんの作品を活用し、展開していくのか、こういった全体像を描いた上で、その方針と、公共交通機関でPRすることがマッチできるようなありましたら、交通事業者の方にもしっかりと協力を仰いで、前向きに協議していきたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 長坂議員。

○7番（長坂実子君） ありがとうございます。

海の玄関口、船ですね、本当に通勤通学以外にも観光の方もいらっしゃいますし、ぜひ魅力づくりに使っていただきたいなと思います。

次の質問をさせていただきます。本市の観光用パンフレットは、飲食店や観光体験などが中心で、歴史や文化の魅力のPRが弱いなと私はちょっと感じております。市民の

方からも、観光客の方からも時々言われますのは、江田島市には歴史とか文化的なものはないですかと。いろいろ、パンフレットなどがあったら欲しいですとか、見どころがちょっと分かりにくいですと言われることがあります。

江田島市の歴史や文化を分かりやすく見せられるように、史跡とか、慰霊碑巡りとか、資料館巡りでもいいと思うんですが、各地域にもお祭りや盆踊りなど季節の文化的な行事もありますので、そういったことを見えやすくパンフレットなどにしてはどうでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 山井教育部長。

○教育部長（山井法男君） 歴史、文化財などについてのパンフレットのことで。

教育委員会でまとめております文化財についてのことなんですけれども、皆さん見たこともあると思いますけれど、平成19年に「江田島市の文化財」としてA4サイズの冊子にまとめています。しかし、これが地域を散策しながら気軽に持ち歩いてというものにはなっておりません。史跡巡りや文化財巡りに持ち歩けるような手軽なパンフレットについても今後考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 長坂議員。

○7番（長坂実子君） ぜひお願いしたいと思っています。

山下明生さんの文学、文化もそうだと思うんですけれども、各地にある文化ですね、それがその地域の中では大切にされていても、江田島市としてなかなか認知されていない面もありますので、ぜひそういったパンフレットをするのであれば、移住・定住促進にもつながるように、観光面でもアピールできるよう、ぜひ交流観光課とも一緒に作っていただけたらなと思います。よろしく願いいたします。

質問は以上になるんですけれども、出ていく人のほうが多い今の江田島市の状況が、移住・定住を進めるためには、自分たちの暮らす江田島市への愛着や誇りを育めるように、例えば山下明生さんの作品を生かした江田島市の魅力づくり、これはすごくいいことだと思いますし、いろいろと市民や観光客が江田島市の文化や歴史に親しめる、江田島市の文化的な魅力づくりを進めていただきたいと思っています。

子育て世帯とその親の世帯、3世帯の家族でゆったりとした空間と時間の中で暮らせる居住環境の魅力の発信は、全国的な移住促進との差別化も図られて、また、市民にも魅力が伝わりやすいのではないかと思います。今の江田島市は新たな魅力を出していくべきだと、いかないと、江田島市の暮らしの魅力が伝わりにくくなっていると思います。江田島市の魅力が増す魅力づくりに取り組んで、市民が江田島市に住み続けたい、そして、市外に出た人が帰ってくる後押し、移住・定住を進めていただきたいと思っています。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（吉野伸康君） 以上で、7番 長坂議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。11時10分まで休憩します。

（休憩 10時53分）

（再開 11時10分）

○議長（吉野伸康君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



4番 平本美幸議員。

○4番（平本美幸君） 皆様、こんにちは。4番議員、尽誠会の平本美幸でございます。

傍聴して下さっている皆様、また、インターネット配信を御覧になっておられる皆様、お時間を取っていただき、本当にありがとうございます。

昨年11月に議員となり、もうすぐ1年になります。利他の精神でこれまで活動してまいりましたが、今後も一層精進し、市民の皆様の声をしっかりと市政へと届け、笑顔いっぱいのまちづくりに向けて活動してまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして、江田島市の災害発生時の危機管理体制について質問いたします。

日本は海に囲まれており、山も多く、四季の移ろいに彩られる自然豊かな国です。しかし、一方で、その自然がもたらす災害が全国各地で頻発し、地震や台風をはじめとする大規模災害により、貴い命や貴重な財産が失われています。近年では、雨雲レーダーによりリアルタイムに雨雲の動きが分かり、雨がいつどこで降るのか、どれくらいの量が降るのか分かるようになり、土砂災害、河川の氾濫等までもある程度予測できるようになりました。

しかし、地震に関しては、発生日時や場所、規模を高い確度で予想することは難しいとされています。政府の地震調査研究本部は、南海トラフで発生するマグニチュード8から9クラスの地震について、40年以内の発生確率を昨年の80から90%に引き上げました。

大規模地震・津波発生時においては、流出した家屋や倒壊した構造物等のがれき、放置された車両の散乱に伴い、円滑な救援・救出活動が阻害される可能性があります。広島県においても、南海トラフを震源とする最大クラスの地震の発生により、江田島市を含め、瀬戸内側における津波被害をはじめとする甚大な被害が危惧されております。いつ起きてもおかしくない、今起きてもおかしくない自然災害に対して、市民の安全・安心を守るための江田島市の危機管理体制について伺います。

1点目、災害前の対応と、被災時及び被災後の体制について。

2点目、江田島市国土強靱化地域計画に基づく事業の進捗状況や見直し状況について。

以上、1項目2点について、市長の答弁を求めます。

○議長（吉野伸康君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 平本議員から、災害時の危機管理体制について2項目の御質問をいただきました。順にお答えをさせていただきます。

まず、1項目めの災害前の対応と被災時及び被災後の対応についてでございます。

本市では、災害対策基本法に基づく江田島市地域防災計画により、災害予防、災害応急対策及び災害復旧を進めております。災害前の対応では、市民の皆様の生命、身体及び財産を災害から保護するため、ハード面とソフト面の対策を組み合わせることで災害に備えることとしております。その内容としまして、防災施設やインフラ設備の強化、出前講

座による防災啓発活動、防災訓練の実施、災害対策資機材や食料、飲料水の備蓄、各種ハザードマップの作成、避難誘導體制の整備などを行っております。まずは市民の皆様が自ら身を守る自助、地域の皆様がお互いに助け合う共助、そして行政の支援となる公助を適切に役割分担をし、協力し合うことにより、防災協働社会の実現を目指しております。

次に、被災時の対応でございます。被害の軽減や迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、初動対応が最も重要であると考えており、本市の職員が取るべき行動をまとめました職員初動マニュアルを作成しております。加えて、職員ごとの参集時期や場所を定めました配備編成計画、避難所の開設手順をまとめました避難所運営マニュアル、さらには避難指示等の判断伝達マニュアルなども整備し、運営をしているところでございます。

また、発災のおそれがある場合には、これらのマニュアルを基に、市の配備体制を注意警戒体制とし、第1号から第3号までの災害対策本部体制へ強化・移行することで災害対応に当たることとしております。さらに、本市だけでは対応できない大規模災害への備えとしまして、他自治体などの応援を速やかに受け入れるための受援計画も策定しております。

最後に、被災後の対応でございます。発災から1か月程度経過し、天候などの状況が安定しますと、早期復旧を図る観点から、災害復旧対策本部を設置いたします。国や広島県の支援制度の活用や、市独自の支援制度創設によりまして、被災者の皆様の生活再建支援、農地・農業用地の復旧支援、災害に強いインフラの再構築を目指し、公共土木施設や上下水道の復旧などに取り組んでまいります。

次に、2項目めの国土強靱化地域計画に基づく事業の進捗状況と見直し状況についてでございます。

昨年3月に策定いたしました国土強靱化地域計画は、発災前における施策を対象として、あらゆるリスクを見据え、いかなる事態が発生しようとも最悪の事態に陥ることがないように、地域特性に考慮した地域全体の強靱化に取り組むための総合的な指針でございます。

御質問のありました本計画における事業の進捗状況でございます。国の地域に対する強靱化の取組支援としまして、令和4年度以降、同計画に個別の実施内容を具体的に明記した事業に対し、関係府省庁の交付金、補助金が重点化されることとなりました。それにより、本市国土強靱化地域計画の別冊に個別事業箇所などを記載し、事業を展開しており、その進捗状況につきましては、年度ごとに状況を確認し、ホームページでもお示しをしております。

また、同計画の目標年度を令和6年度といたしておりますので、江田島市の安全・安心な地域づくりのさらなる向上と目標の達成に向け、計画的に取り組んでいる状況でございます。

そして、見直し状況についてでございます。本計画の見直しはおおむね5年ごとに行うこととし、それ以前においても、施策の進捗や社会情勢の変化などを勘案して、必要に応じて見直すこととしております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 平本議員。

○4番（平本美幸君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問いたします。

まず、防災は自助・公助・共助の3つの視点から考えることが大切であり、互いに協力し合わなければなりません。その中の共助は自治会単位を一般的に想定されていますが、災害時に何より迅速で頼りになるのは隣近所です。自治会の小単位、つまり隣近所であるとか、徒歩圏内での共助の対策はどのように進めているのでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 佐野危機管理監。

○危機管理監（佐野数博君） ただいまの御質問は、自助・共助・公助についての御質問かと思えます。

市民の皆様におきましては、大雨や台風のと きなどはテレビニュース等で情報収集されているものと思われ ますが、市長答弁にもありましたように、市民の皆様には、日頃から災害に備えたり事前に避難をされて自分で守る自助、危険と判断した場合は近所への声かけなどによる地域の皆様がお互いに助け合う共助により避難をお願いしているところでございます。

また、江田島市危機管理課に所属しております防災指導員を通じて、地域の自主防災に対する指導等を日々お願いし、取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 平本議員。

○4番（平本美幸君） 災害直後に、主に自宅周辺で助け合うことが大切です。地震の場合、家具の転倒や建物の倒壊により下敷きになってしまうなど、動けない状態で、公助もすぐに受けられない状況では、近隣住民による救助が必要になります。また、インフラや公共交通機関の停止も想定されますので、在宅している家族の安否確認をする上でも大切な助け合いとなります。

そして、発災当日からインフラが復旧するまでの間、避難所や在宅での避難生活が求められます。その際、自治体や御自身で準備している防災用品を使用して生活するのはもとより、それ以外に、情報収集や孤立を防ぐといった近隣住民との連携が求められます。特に避難所間の情報共有はとても重要となるため、通信手段が途絶えている場合でも徒歩で行き来できる範囲として、共助が必要とされています。この共助について、よりきめ細かい助け合いの仕組みづくりをしていただきたいと思います。

次に、防災行政無線での避難情報発信についてですが、大雨等気象条件により聞こえない、聞こえづらいと感じておられる市民の方がいらっしゃいます。その際、避難が遅れる可能性があります、それについてどのようにお考えでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 佐野危機管理監。

○危機管理監（佐野数博君） 防災放送無線が聞こえないことがあるという御質問であります。

防災行政無線は情報伝達ツールの一つではありますが、大雨や風向きなどによりましては、窓を閉め切っている状態ですと、放送内容が聞こえづらいことは承知してお

ります。そのために、市としましては、発信します避難情報につきましては、防災放送のほかに、緊急速報メールですとか、登録制にはなりますが、防災情報メールや防災情報電話及びファクス、また、放送内容を再確認できますフリーダイヤル、あとスマホなどへのSNSを通じた情報発信、さらには、テレビ画面に表示されますけども、Lアラートを活用しましたデータ放送など、様々な手段を活用しまして市民の皆様確実に伝達できるよう努めているところでございます。

また、災害発生が予測される場合は、市民の皆様が安全に避難できますように、時間を考慮して、数時間前から高齢者等避難、続いて避難指示など、緊急安全確保を段階的に発信することに努めております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 平本議員。

○4番（平本美幸君） 先ほど言われたように様々な方法で情報発信をし、対策をしておられますが、河川の氾濫や土砂災害等、一気に起こるものもあり、避難の遅れは市民の命に直結します。早い段階で分かりやすい避難の呼びかけをしていただくとともに、現在、増加している外国人市民に対してもしっかりと情報伝達をお願いいたします。

次に、避難場所についてですが、それぞれの避難場所に情報収集をするための機材は備えられているのか、また、その機材の点検はしているのか、そして非常食はどのくらいあり、賞味期限の確認をしているのか、伺います。

○議長（吉野伸康君） 佐野危機管理監。

○危機管理監（佐野数博君） 避難場所での情報収集と非常食に関する御質問です。

避難されています方への情報伝達につきましては、避難を回避して安全な場所に一時避難されておりますので、避難所に配置しております市の職員ですとか、委託をお願いしております自治会の方を通じて行われますが、一部の避難所につきましては、各施設に設置しておりますテレビなどの備品を主に利用しているところですので、避難所が専ら情報収集に用いるための機材というのは整備は特にしておりません。

また、避難されています方の中には、御自身がお持ちのスマートフォンなどを活用されて情報収集されている場合もありますので、そういった場合に備えて、充電用に避難所に備えつけておりますポータブル発電機などを活用することも可能と考えております。

そして、一時避難所にあります機材の点検につきましては、1年に1回程度、備蓄物資や配置機材の点検を実施しているところであります。

非常食についてですが、各一時避難所につきましては、約100食分、市全体ですと1万3,551食分を備蓄しております。これは広島県が公表しております広島県地震被害想定調査報告書に基づきまして、巨大地震が発生した場合、江田島市の避難者数は5,625人と想定されております。これに基づきまして算出し、備蓄しております。

また、年1回、各避難所を巡回しまして、格納物品などの消費期限や賞味期限を点検するとともに、期限が切れるものにつきましては、事前に入替えの調達を順次行っております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 平本議員。

○4番（平本美幸君） 防災用品については、個々でしっかりと備えておく必要がありますが、突然の災害で持ち出しできない場合があります。全ての避難所において情報収集ができる環境が必要ではないでしょうか。また、機材の点検や賞味期限の確認はもちろんのこと、新型コロナウイルスやノロウイルス等の対策として、衛生用品の充実が必要であり、避難所において避難所の健康が維持されるということを念頭に、時系列に避難所環境の改善をお願いいたします。

また、非常食の数について、これは南海トラフを基準にして算出した数ですが、それに加え、同時に大雨等のほかの災害が発生した場合、1万3,551食分では足りない可能性がありますので、様々な状況を想定して十分備えておく必要があると思います。

次に、ハザードマップで示されている災害の被害が発生する可能性が高い地域に対して、その説明をきちんとしているのか、伺います。

○議長（吉野伸康君） 佐野危機管理監。

○危機管理監（佐野数博君） ハザードマップに関します説明についての御質問です。

ハザードマップにつきましては、令和2年5月に広島県が調査しました土砂災害警戒区域、江田島市全域の調査をしたものです。それを反映しました紙ベースのものを全戸配布した後、現在は市のホームページ等により危険区域を公表しているところでございます。

また、危険区域につきましては、先ほども申しましたが、危機管理課所属の防災指導員によります出前講座、各地区において養成をされております地域防災リーダーの方々による普及啓発、各自治会において養成されている防災リーダーの方による防災訓練ですとか、避難訓練を通じまして、市民の皆様それぞれお住まいの地域の危険箇所についてを逐次説明をさせていただいております。

しかしながら、お住まいの危険箇所につきましては、市民の方が自分事として捉えていただいて、危険を確認していただくのが重要であります。その意識によって認識の度合いも変わってきますので、その辺を踏まえまして、緊急時の避難を適切に行っていたるように工夫し、今後も継続をして説明をしていきたいと考えております。

また、最近では広島県のほうでも推奨しておりますが、防災タイムラインという普及に努めております。これはスマホのアプリにもありますし、紙ベースのものでもあるんですが、このタイムラインは、市民の方自らが自宅周辺の災害リスクを確認した上で、避難のタイミングや避難先をあらかじめ決めておいて、いざというときに備えるものになります。こういったツールを活用しながら、避難への理解を今後も進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 平本議員。

○4番（平本美幸君） 各地域において被害の発生予測が異なっております。市民一人一人が防災の意識を持ち、災害に備えることはとても重要ですが、一人では難しい方もおられます。また、スマホアプリの防災タイムラインも使えない方もおられます。高齢者等に優しい、分かりやすい説明を今後も継続してください。

次の質問です。災害が発生した場合、まずは人命救助です。実際の被害現場では、道

路への土砂の流出や陥没、倒木等の影響で、消防など救助車両が現場にたどり着くことが難しい場合があります。そこで、地元の建設業者が地域の守り手として率先していち早く現場に駆けつけ、情報の収集や道路啓開、応急復旧工事を実施し、地域のインフラとして準公共的な役割を果たしております。その地元建設業者と災害発生時の協力関係はできているのでしょうか。また、その企業の能力は把握されているのでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 水頭土木建築部長。

○土木建築部長（水頭顕治君） 災害発生直後の対応を含めてお答えをさせていただきます。災害発生直後の対応といたしましては、市が日常的な管理をしている県道及び市道につきましては、建設業者に路線委託をしております。道路への崩土あるいは倒木などが発生した場合には速やかに対応できるように体制を整備しているところでございます。

しかしながら、議員御指摘のような大規模な災害が起きましたときには、そういった路線業者のみだけでの対応では困難でございますので、大規模災害発生時に協力していただける建設業者の方には、災害時の応急対策に対して協力いただけるような事前登録の制度を設けております。したがって、こういった制度に登録していただくことにより、災害時により迅速かつ円滑な協力を得られるような体制整備を行っているところでございます。

なお、この登録の際に、参集可能な人数あるいは手配可能な資材につきましても把握しているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 平本議員。

○4番（平本美幸君） 地元中小建設業は、災害時、現場の最前線で地域社会の安全・安心を守るため、重要な役割を果たしています。この業界における慢性的な人手不足や高齢化が深刻な課題であることは、災害発生時の協力企業の事前登録により認識されているはずですが、地元建設業が衰退せず、市民の命を守る地域の守り手としての役割を果たせるよう、災害に強いまちづくり、安定的な企業経営のため、長期的で恒常的な工事量を確保いただき、若手の育成とともに、協働で将来にわたり災害に強いまちづくりに取り組んでいただくよう強く要望いたします。

次に、大規模災害が発生した場合、江田島市が孤立してしまうおそれがあります。もし勤務時間外に発災した場合、それぞれの課で迅速かつ適切な対応ができるのか、伺います。

○議長（吉野伸康君） 佐野危機管理監。

○危機管理監（佐野数博君） 大規模災害が発生した場合、市の対応についての御質問です。

どのような事態になりましても、市役所の機能を維持して業務を続けるために、業務継続計画を策定しております。これは発災直後において、市民の生命、身体、財産を保護し、被害を最小限にとどめるための災害応急対策業務を最優先し、発災から72時間までは人命に関わる災害応急対策業務に重点を置いて、市民生活や公共施設の維持管理に最低限必要な業務以外は一旦休止することなどを決めておるものです。

この計画におきましては、これらの業務を行う職員数の把握が不可欠となります。御質問の江田島市が孤立するほどの災害が発生した場合ですと、職員も当然、被災している可能性があります。勤務時間内の発災であればある程度の職員は確保できますけれども、勤務時間外において発災した場合、確実に参集可能な職員数を時系列で把握する必要があります。

参集予測の算出方法としまして、地震でありますと徒歩参集を前提としております。居住地が20キロ以上は参集不能とするなど、遅延に係る条件を設定して算出いたします。その参集予測によりまして、各部、各班において発災からの時間経過に応じて被害応急対策業務から通常業務の割合が多くなるようにシフトチェンジをしていく計画により対応することとしているところでございます。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 平本議員。

○4番（平本美幸君） 現在、江田島市の職員の方で、江田島市外に居住する職員の数をお教えください。

○議長（吉野伸康君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 令和4年4月1日時点で本市職員が345名、これに広島県及び広島市から本市に派遣されている方が3名いらっしゃいますので、4月1日現在で348名、このうち68人が市外居住となっております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 平本議員。

○4番（平本美幸君） 勤務時間外に突然、大規模な災害が発生した場合、市外に居住する部長、課長、主幹の合計8名は当然、登庁することができません。その際の市の体制は十分でしょうか。

○議長（吉野伸康君） 佐野危機管理監。

○危機管理監（佐野数博君） 市外在住職員が登庁できない場合に関します御質問です。

地震以外の場合ですと、気象状況を注視しながら連絡体制を整えておりますので、各自配備体制を確認し、初動マニュアルに基づいた配備体制に応じて参集できるように指示をしておるところでございます。

また、地震ですとか、津波などの突発的な災害の場合は、休日の夜間など船便がないことですとか、道路や橋の損壊によりまして車で参集もできない可能性がありますので、市内居住職員と比べて対応が遅くなることは予測されるところです。

体制は大丈夫かということですが、先ほどもお答えをいたしましたとおり、確実に参集可能な職員数を時系列で参集予測しまして、人員に応じて災害応急対策業務へ当たることとしているところでございます。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 平本議員。

○4番（平本美幸君） 冒頭でも言いましたが、いつ起きてもおかしくない、今起きてもおかしくないのが災害です。市長は、江田島市職員の使命は市民の福祉の向上、市

民の喜びを増やして悲しみを減ずること、そして、市職員の仕事を航海における江田島丸にたとえ、市長が船長、職員が士官でそれぞれの役割を担い、責任を持って江田島市を明るい未来へ運んでいかなければならないと言われております。

職員全体で68名の方が市外に居住しておりますが、この数は全体の約20%です。突然の災害発生時に江田島丸の士官である職員の約20%が不在であれば、明るい未来に向かうはずの江田島丸は沈んでしまいます。それでも問題なく応急対策業務が行われるとすれば、もともとの士官、つまり職員が多過ぎるのではないのでしょうか。

憲法第22条第1項で、居住、移転について、自分の住む場所は自由に決められ、基本的には国家からの干渉を受けないよう定められております。しかし、市民の安心・安全に大きく影響する災害時の市役所の役割を考えれば、まず、災害に即応できる体制づくり、市民の安全・安心の確保を優先すべき体制づくりこそが最重要事項です。地形的にも、橋が通行不能となった場合、島ということを考えれば、参集することが困難であることは必定です。

私の調査では、江田島市消防署員及び江田島警察署員は原則江田島市内に居住することとしています。災害時には災害要員となる市の職員も同じです。災害時の初動対応が適切に行え、災害に負けない市の体制、災害に強いまちづくりのため、市職員においても江田島市内に居住することを原則とし、いざというときには江田島市民を守るんだということを基本的な考えとして職務に励み、江田島市に誇りを持ち、市長とともに「住む人も、訪れる人も『ワクワクできる島』えたじま」の実現に向け邁進していただくよう、市民の代表として強く要望いたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で、4番 平本議員の一般質問を終わります。

## 日程第2 報告第13号

○議長（吉野伸康君） 日程第2、報告第13号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）を議題といたします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました報告第13号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により指定された市長の専決事項の指定に基づきまして、和解及び損害賠償の額の決定について専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

内容につきましては、土木建築部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 水頭土木建築部長。

○土木建築部長（水頭頭治君） それでは、報告第13号につきまして御説明をいたします。



議案書 2 ページに専決処分書を、3 ページに参考資料を添付しております。

専決処分書によりまして御説明いたしますので、2 ページをお願いいたします。

このたびの専決処分は、江田島市沖美町岡大王で発生した車両損傷事故による損害について相手方と和解し、損害賠償の額を決定したものでございます。

1、事故の概要でございます。

令和 4 年 6 月 2 9 日午後 1 時 3 0 分頃、江田島市沖美町岡大王の市道岡大王 3 9 号線において、市土木建築部所属の職員が除草作業を行っていたときに使用していた草刈り機が石をはね、走行中であった相手方車両のフロントガラスに当たり、当該車両を損傷させたものでございます。

なお、運転手にけがはなく、人的被害はございません。

2、和解の相手方は、記載のとおりでございます。

3、和解の条件及び損害賠償の額でございます。

市は、損害賠償金 1 6 万 4, 0 0 0 円を支払うことで和解し、8 月 8 日に専決処分をいたしました。

なお、この損害賠償金につきましては、市が加入しております全国町村会総合賠償補償保険により補填いたします。

今後、このような事故を起こさないよう、事故を起こした職員のみならず、土木建築部全員に作業の安全対策の徹底を指導し、事故の未然防止に努める所存でございます。今回はこのような事故を起こしてしまい、誠に申し訳ございませんでした。

以上で説明のほうを終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で、報告第 1 3 号を終わります。

### 日程第 3 報告第 1 4 号

○議長（吉野伸康君） 日程第 3、報告第 1 4 号 専決処分の報告について（大柿市民センター新築工事（建築）請負契約の変更について）を議題といたします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました報告第 1 4 号 専決処分の報告について（大柿市民センター新築工事（建築）請負契約の変更について）でございます。

地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により指定された市長の専決事項の指定に基づきまして、大柿市民センター新築工事（建築）請負契約の変更について専決処分を行いましたので、同条第 2 項の規定により議会に報告するものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） それでは、報告第 1 4 号について御説明します。

議案書 5 ページに専決処分書を、6 ページに参考資料を添付しております。

参考資料により御説明します。6 ページをお願いします。

1、契約の目的及び、2、契約の方法については変更はありません。

3、契約金額は、変更前が4億2,724万円で、令和3年9月1日に議決をいただいたものでございます。このたびこの契約金額を4億3,023万6,400円に変更するものです。

4、契約の相手方は、業者の変更はありませんが、代表者が記載のとおり変更されております。

5、工期については、変更前は令和4年8月31日までで、このたび令和4年9月30日まで30日間延長するものです。

変更の理由です。

追加工事及び天候の不良などによります躯体コンクリート工事遅延のためのもので、地中障害物撤去工事及び舗装工事などの追加によります。

5ページをお願いします。

専決処分年月日です。専決処分年月日は令和4年8月9日です。

以上で説明を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で、報告第14号を終わります。

#### 日程第4 報告第15号

○議長（吉野伸康君） 日程第4、報告第15号 令和3年度江田島市一般会計予算の継続費精算に関する報告についてを議題といたします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました報告第15号 令和3年度江田島市一般会計予算の継続費精算に関する報告についてでございます。

地方自治法第212条の規定による継続費に関しましては、議案書8ページのとおり、精算報告書を調製しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、これを議会に報告するものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） それでは、報告第15号について、議案書8ページの令和3年度江田島市一般会計継続費精算報告書により御説明します。

このたびの継続費精算報告は、令和2年度から令和3年度にかけて実施しました大柿市民センター管理運営事業費の大柿市民センター解体事業ほか2事業です。

報告書の表のほうを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、事業名、大柿市民センター管理運営事業費（大柿市民センター解体事業）です。

全体計画欄の年割額は、令和2年度が4,165万4,000円、令和3年度が6,106万9,000円で、合計1億272万3,000円です。

中ほどの実績欄の支出済額は、令和2年度が4,165万4,000円、令和3年度が6,106万8,400円で、合計1億272万2,400円です。

次に、2款総務費、1項総務管理費、事業名、公共施設再編整備事業（（仮称）切串交流プラザ新築工事設計業務）です。

全体計画欄の年割額は、令和2年度が653万円、令和3年度が1,739万円で、合計2,392万円です。

中ほどの実績欄の支出済額は、令和2年度が652万9,908円、令和3年度が1,738万9,152円で、合計2,391万9,060円です。

次に、3款民生費、2項児童福祉費、事業名、保育施設管理運営事業（切串保育園新築工事設計業務）です。

全体計画欄の年割額は、令和2年度が451万8,000円、令和3年度が535万4,000円で、合計987万2,000円です。

中ほどの実績欄の支出済額は、令和2年度が229万4,292円、令和3年度が535万3,348円で、合計764万7,640円です。

事業の全体計画に対する実績額との比較は、表のとおりでございます。

説明については以上です。

○議長（吉野伸康君） 以上で、報告第15号の報告を終わります。

この際、暫時休憩いたします。13時まで休憩いたします。

（休憩 11時56分）

（再開 13時00分）

○議長（吉野伸康君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

## 日程第5 報告第16号

○議長（吉野伸康君） 日程第5、報告第16号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告についてを議題といたします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました報告第16号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を、監査委員の審査意見書を付し、議会に報告するものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） それでは、報告第16号について御説明をいたします。

別冊の令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書をお願いいたします。

報告書の1ページです。

1、令和3年度健全化判断比率報告書です。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比

率を次のとおり報告するものです。

報告する指標は4点です。

(1)の総括表において、各指標の区分ごとにその数値をお示ししています。

1番目の実質赤字比率、2番目の連結実質赤字比率については、赤字額がなかったことから、「－」で表記をしています。3番目の実質公債費比率は7.0%、4番目の将来負担比率は11.7%です。

この決算に基づく4つの指標値のうち、いずれか1つでも早期健全化基準以上になると、早期健全化団体となり、また、将来負担比率を除く3つの指標値のいずれか1つでも財政再生基準以上になると、財政再建団体となるものです。

また、2ページには実質赤字比率、3ページには連結実質赤字比率、4ページには実質公債費比率、5ページには将来負担比率の算定の根拠をお示ししています。

6ページをお願いします。

続きまして、2、令和3年度資金不足比率報告書です。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、資金不足比率を次のとおり報告するものです。

(1)総括表において、区分ごとにその数値をお示ししています。

地方公営企業法適用企業で、水道事業会計、下水道事業会計の2会計があります。いずれの会計も資金不足額がありませんので、「－」と表記しています。

地方公営企業法非適用企業は、宿泊施設事業特別会計、交通船事業特別会計及び地域開発事業特別会計の3会計があります。これらの会計についても、資金不足額がありませんので、「－」と表記しています。

それぞれの会計の資金不足比率が経営健全化基準20%を超えると、その公営企業につきましても、早期健全化計画の策定、個別外部監査などが求められることとなります。

また、7ページには地方公営企業法適用企業、8、9ページには地方公営企業法非適用企業の算定の根拠をお示ししています。なお、10ページには参考といたしまして、各指標の対象範囲をお示ししております。

説明については以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、報告第16号の報告を終わります。

先ほど報告のあった報告第16号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告については、監査委員の意見が付されていますので、監査委員からの報告を求めます。

それでは、三浦代表監査委員に入場していただきます。

(代表監査委員 入場)

三浦代表監査委員、登壇願います。

○代表監査委員（三浦和英君） 監査委員の三浦でございます。どうぞよろしく願います。

令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について御報告いたします。

令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査を、去る8月10日

から8月25日までの間、その算定の基礎となる事項を記載した書類の精査、照合を行うとともに、担当職員から説明を求め慎重に行いました。

その結果、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに令和3年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。なお、審査意見書をお手元に配付いたしておりますので、御覧いただきますようお願いいたします。

以上、報告いたします。

○議長（吉野伸康君） ここで三浦代表監査委員には退席していただきます。

（代表監査委員 退席）

これをもって、監査委員の審査意見報告を終わります。

以上で、報告を終わります。

## 日程第6 同意第3号

○議長（吉野伸康君） 日程第6、同意第3号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました同意第3号 監査委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

令和4年9月30日付けで任期満了となる江田島市監査委員の三浦和英さんを引き続き選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

三浦さんは人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し優れた識見を有する方でございます。御同意を賜りますよう、何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、こと人事に関するものでありますので、討論を省略し、直ちに起立により採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

## 日程第7 議案第37号

○議長（吉野伸康君） 日程第7、議案第37号 江田島市農地中間管理機構関連農地整備事業に係る特別徴収金に関する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第37号 江田島市農地中間管理機構関連農地整備事業に係る特別徴収金に関する条例案についてでございます。

農地中間管理機構関連農地整備事業に係る特別徴収金に関し必要な事項を定めるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、産業部長から説明をいたします。よろしくお願いたします。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） それでは、江田島市農地中間管理機構関連農地整備事業に係る特別徴収金に関する条例案について説明をいたします。

14ページ、15ページに制定する条例案、16ページ、17ページに参考資料として、背景及び条例制定の趣旨を添付しております。

それでは、16ページをお開きください。参考資料により説明をいたします。

1、背景及び条例制定の趣旨です。

農地中間管理機構関連農地整備事業が江田島市内で実施されることに先立ち、農地中間管理機構が所有者との契約を進めるに当たり、土地改良法に基づく特別徴収金を徴収できるように、条例で必要な事項を定めるものでございます。

2、特別徴収金について。

（1）特別徴収金の趣旨でございます。

土地改良法では、整備後の農地が事業の完了後一定期間内に目的外用途に転用された場合、その土地に投下された投資額を回収するため、特別徴収金を徴収する制度を設けております。

（2）徴収の対象となる期間でございます。

機構関連事業の計画を定めた旨を公告した日から、当該事業の工事完了年度の翌年度の初日から起算して8年を経過する日までです。

17ページをお開きください。

（3）特別徴収金の上限額については、記載のとおりでございます。

3、施行期日は、公布の日からでございます。

4、今後の対応につきまして、条例の趣旨を地権者の皆さんにしっかり丁寧に説明をいたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。  
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第8 議案第38号

○議長(吉野伸康君) 日程第8、議案第38号 江田島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました議案第38号 江田島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

非常勤職員の育児休業における取得要件の緩和等を行うため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長(吉野伸康君) 山本総務部長。

○総務部長(山本修司君) それでは、議案第38号について御説明します。

議案書19ページから23ページに条例案を、参考資料として24ページから29ページに新旧対照表を、30ページに条例案の要旨などについて添付しています。

参考資料により説明をしますので、30ページをお願いします。

1として、改正の趣旨についてです。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正等を踏まえ、非常勤職員の育児休業における取得要件を緩和するなど、所要の規定の整

備をするものでございます。

2、改正の経緯についてです。

法の一部改正により、期間を定めて雇用される者の育児休業取得要件が緩和をされ、国家公務員においても同様の規定の整備が行われました。地方公共団体についても同様の措置を講じるよう国から技術的助言が発出されていることなどを踏まえまして、国家公務員の措置と均衡を図るため、本市においても育児休業の取得要件の緩和等を行うものです。

3、主な改正の内容です。

(1) として、育児休業の取得要件の緩和について。

「引き続き在職した期間が1年以上」とする要件を廃止するなど、非常勤職員に係る育児休業の取得要件を緩和します。

(2) 1歳以降の育児休業開始日の柔軟化について。

非常勤職員の子が保育園に入園できないなどの理由で、当該子が1歳以降においても育児休業を取得しようとする場合において、育児休業開始日を柔軟化することで、配偶者との育児休業の途中交代を可能とします。

(3) 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等について。

育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため、任命権者に次の事項を義務づけるものです。ア、妊娠・出産の事実を申し出た職員に対し育児休業の制度などを周知するとともに、その意向を確認すること。イ、妊娠・出産の事実を申し出た職員が不利益な取扱いを受けることがないようにすること。ウ、育児休業に係る研修の実施や相談体制を整備することです。

(4) その他としまして、用語の整理や、その他所要の規定の整理を行っております。

4、施行期日は、令和4年10月1日です。

説明については以上です。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。



これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第 9 議案第 39 号

○議長（吉野伸康君） 日程第 9、議案第 39 号 江田島市議会議員及び江田島市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第 39 号 江田島市議会議員及び江田島市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

選挙運動費用の公費負担上限額を引き上げるため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） それでは、議案第 39 号について御説明をします。

議案書 32 ページに条例案を、参考資料として 33 ページから 35 ページに新旧対照表を、36 ページに改正の背景と趣旨などについて添付をしています。

参考資料により説明をしますので、36 ページをお願いします。

1、改正の背景と趣旨についてです。

最近における物価の変動などに鑑み、公職選挙法施行令の一部が改正をされ、国政選挙における選挙運動費用の公費負担上限額が引き上げられました。地方公共団体の議員及び長の選挙においては、国政選挙に準じて選挙運動費用の公費負担をすることとされていることから、本市で執行いたします市議会議員選挙及び市長選挙に係る選挙運動費用の公費負担上限額を国政選挙と同様に引き上げるため、所要の規定の整備をするものです。

2、公費負担の内容についてです。

今回、改正をする公費負担の内容を表にまとめております。表の左から、公費負担の対象となる項目。次に、条例で定める限度額の改正案と現行の金額を。そして、備考の欄には補足の説明についてお示しをしています。

今回、改正をいたしますのは、公費負担の対象欄に記載をしております選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成の項目で、現行の欄に

記載の金額を改正案に示す金額にそれぞれを引き上げるものです。

3、施行期日は、令和4年10月1日です。

説明については以上です。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 大変失礼をいたしました。私、先ほど議案の説明について、参考資料に基づき説明をさせていただきましたが、3の施行期日を令和4年10月1日と説明をいたしました。参考資料にありますとおり、公布の日からが正しいものでございます。大変失礼いたしました。おわびして訂正をいたします。

○議長（吉野伸康君） 大変失礼いたしました。

それでは、これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第10 議案第40号

○議長（吉野伸康君） 日程第10、議案第40号（仮称）飛渡瀬交流プラザ新築

工事（建築）請負契約の締結についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第40号（仮称）飛渡瀬交流プラザ新築工事（建築）請負契約の締結についてでございます。

（仮称）飛渡瀬交流プラザ新築工事（建築）請負契約を2億1,670万円で、株式会社大柿産業と締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び江田島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願いたします。

○議長（吉野伸康君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） それでは、議案第40号について御説明をします。

議案書37ページをお願いします。

1、契約の目的は、（仮称）飛渡瀬交流プラザ新築工事（建築）請負契約です。

2、契約の方法は、指名競争入札によるものです。

3、契約金額は2億1,670万円で、うち消費税額及び地方消費税額は1,970万円です。

4、契約の相手方は、江田島市大柿町飛渡瀬4249番地1、株式会社大柿産業で、

5、工期は、議会の議決を得た日の翌日から、令和5年9月4日までです。

次に、42ページをお願いします。

入札の状況について、入札状況調で御説明をします。

入札は、令和4年8月8日月曜日午前10時から江田島市役所本庁会議室において行いました。本市が指名した入札参加指名業者は18社で、そのうち事前に入札辞退届を提出している12社を除く6社で執行いたしました。入札状況については、表に示すとおりでございます。

なお、本入札は予定価格を事前公表しています。予定価格は税抜きで2億3,248万5,000円です。落札額は1億9,700万円で、落札率は84.74%です。

なお、工事概要などにつきましては、38ページに工事概要書を、39ページから41ページに平面図などを添付しております。

説明については以上です。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

上本議員。

○3番（上本雄一郎君） 外構工事について伺いたいんですが、構内舗装、駐車場整備、フェンス設置とございます。駐車場はこの図面で分かるんですけども、構内舗装というのも何となく分かるんですが、このフェンス設置っていうのは、この外周全体に設置するのかどうか、ちょっと具体の場所を教えてくださいと思います。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） フェンスの外周の範囲については、ちょっと確認してお答えさせてください。すみません。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第11 議案第41号

○議長（吉野伸康君） 日程第11、議案第41号 広島県水道広域連合企業団の設立に係る協議についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第41号 広島県水道広域連合企業団の設立に係る協議についてでございます。

広島県及び県内14市町の水道事業の経営に関する事務、水道用水供給事業の経営に関する事務及び工業用水道事業の経営に関する事務を処理するため、広島県水道広域連合企業団を設立するに当たり、別紙のとおり規約を制定することについて、地方自治法第284条第3項の規定により、当該地方公共団体と協議する必要があるため、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、企業局長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 躍場企業局長。

○企業局長（躍場克之君） それでは、議案第41号 広島県水道広域連合企業団の設立に係る協議について御説明いたします。

本案は、江田島市水道事業が、人口減少に伴う給水収益の減少、施設の老朽化による更新費用の増加、技術職員の人材不足や技術継承の難しさといった課題を有しており、こういった課題に対応するために、広島県と本市を含めた14市町とで広島県水道広域連合企業団を設立することに伴い、企業団規約を制定することについて、企業団に参画する地方公共団体と協議をするために提案するものでございます。

議案書44ページから47ページには広島県水道広域連合企業団規約を、参考資料として48ページに規約の概要を、また、49ページには根拠法令を添付しております。

議案書48ページの参考資料により規約の内容について御説明いたしますので、48ページをお願いいたします。

規約の主な内容についてですが、第1条として、名称は広島県水道広域連合企業団、第2条として、組織する団体は広島県及び14市町、14市町については、主な内容に記載のとおりです。

第3条として、区域は広島県内、第4条として、処理する事務は水道事業、水道用水供給事業及び工業用水道事業の経営に関する事務、第5条として、広域計画の項目は、水道事業等の経営に関する事、広域計画の期間及び改定に関する事としてしています。

第6条として、事務所の位置は、主たる事務所は広島市内に置くこととしています。

第7条から第10条として、企業団の議会に関する規定では、企業団の議会の議員は、構成団体の議会の議員または首長のうちから、構成団体の議会における選挙により選出する。議員の任期は、構成団体の議会の議員または首長の任期と同期間とすることとしています。

第11条から16条として、企業長、副企業長に関する規定では、企業長は、構成団体の首長のうちから構成団体の首長による選挙で選出し、任期は構成団体の首長の任期と同期間とするなどとしています。

第17条として、企業団に必要な職員を置くことを定め、第18条として、監査委員は、企業長が企業団の議会の同意を得て識見者から選任し、任期は4年とすることとしています。

第19条として、選挙管理委員会には、構成団体の選挙権を有する者のうちから、企業団の議会において選挙により選出し、任期は4年とすることとしています。

第20条として、企業団の経費は、水道料金、企業債、交付金、その他構成団体の負担金を充てることとし、第21条として、規約の施行に関し必要な事項は企業長が別に定めると委任規定を定めています。

最後に、附則についてですが、施行期日については、総務大臣の許可のあった日、施行日から令和5年3月31日まで、企業団が処理する事務は、事業開始までの準備行為とする。構成団体の水道事業等の事務、資産等、債権債務は、企業団が承継することとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。  
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

先ほど飛渡瀬交流プラザ新築工事の質問がございましたが、水頭土木建築部長。

**○土木建築部長（水頭顕治君）** 先ほど飛渡瀬交流プラザ新築工事（建築）請負契約の締結についておきまして、フェンスの設置位置に関する質問がございました。こちらのほうについてお答えをさせていただきます。

フェンスの設置位置でございますけれども、旧飛渡瀬小学校の正面側の門、こちらのほうに、段差がないところに一部フェンスを設置いたしまして、あとは東側、そして旧飛渡瀬小学校の裏門のほう、こちらのほうにもフェンスを設置するというようにしております。

フェンスを設置する位置につきましては、ブロック等で段差がないところ等で人が簡単に侵入できるところについては設置していくという考えでおります。

以上でございます。大変失礼いたしました。

## 日程第12 議案第42号

**○議長（吉野伸康君）** 日程第12、議案第42号 令和4年度江田島市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

**○市長（明岳周作君）** ただいま上程されました議案第42号 令和4年度江田島市一般会計補正予算（第2号）でございます。

令和4年度江田島市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,579万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ165億2,905万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

継続費の補正。

第2条 継続費の追加は、「第2表 継続費補正」による。

債務負担行為の補正。

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） それでは、議案第42号について、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明します。

事項別明細書の24、25ページをお願いします。

初めに、歳入からです。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額補正です。

5目土木費国庫補助金は、特定防衛施設周辺整備調整交付金の河川費補助金から道路橋りょう費補助金への組替えです。

16款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金は、県消費者行政活性化事業補助金の増額補正です。

6目土木費県補助金は、県移譲事務交付金の増額補正です。

19款繰入金、1項特別会計繰入金、1目介護保険（保険事業勘定）特別会計繰入金は、一般会計が負担をします職員人件費などに対します繰入金の増額補正です。

このページ下段から26、27ページをお願いします。

20款1項1目繰越金は、財源調整としての前年度繰越金の増額補正です。

21款諸収入、5項4目雑入は、会計年度任用職員の社会保険料個人徴収金及びその他雑入、水産施設の修繕に対する漁協負担分の増額補正です。

22款1項市債、1目総務費は、一般単独事業債（合併特例・公共施設再編整備事業）の増額補正です。

9目災害復旧事業債は、過年度の災害に伴います緊急自然災害防止対策事業債及び緊急浚渫推進事業債の増額補正です。

続きまして、歳出です。

このたびの歳出補正予算の主なものは、公共施設再編整備事業、道路維持管理事業、新型コロナウイルス感染症対策事業などの補正を計上しています。

また、人件費につきましては、本年4月の人事異動などに伴います給料、職員手当などの組替え及び会計年度任用職員の雇用状況に伴います人件費の補正を各款項目におき

まして計上しています。その内訳及び合計については、58ページからの給与費明細書にお示しをしており、総額で約4,000万円を減額しております。組替え額の大きなものの要因としましては、想定をしていなかった退職者の増や、育休、病休のために総務課付の職員が増加したことによるものです。

それでは、職員給与費関係を除く主な補正について御説明をします。

28、29ページをお願いします。

1款1項1目議会費は、議場入り口などへの非接触式体温検知器設置のための備品購入費の増額補正です。

このページ下段から30、31ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、総務一般管理事業及び人事管理事業費で、会計年度任用職員報酬などの増額補正を、消費者行政活性化事業で、迷惑電話防止対策の電話機購入補助金の増額補正です。

5目財産管理費は、財産管理事業費で、旧高田児童館売却に伴います国庫補助金などの返還金の増額補正を、公共施設再編整備事業費で、(仮称)大幸交流プラザ新築工事設計業務及び認定こども園きりくし近隣の家屋の解体工事に伴う工事費の増額補正です。

32、33ページをお願いします。

7目情報政策費は、市の公式LINE導入による情報発信や、電子申請の普及、高齢者へのスマホ教室の開催などに係る費用の増額補正です。

12目安全対策費は、老朽化した防火水槽の改修工事費の増額補正です。

しばらく職員給与費が続きまして、38、39ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化や物価高騰などのために影響を受けている医療機関、介護施設、障害者施設などに対する支援金の増額補正及び国民健康保険特別会計の補正に伴います繰出金の増額補正です。

3目老人福祉費は、介護保険(保険事業勘定)特別会計の補正に伴います繰出金の増額補正です。

職員給与費が続きまして、40、41ページ下段から42、43ページをお願いします。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目健康増進費は、健康江田島21計画策定業務委託料の増額補正です。

職員給与費が続きまして、44、45ページをお願いします。

6款農林水産業費、1項農業費、4目農村整備費は、農地造成事業費で、地区計画策定に係る県営事業負担金の増額補正です。

2項林業費、3目林道事業費は、路線内に倒れかけている危険な木の伐採、処分に係る委託料の増額補正です。

このページ下段から46、47ページをお願いします。

3項水産業費、2目水産業振興費は、水産業施設の修繕工事に当たり、資材価格の高騰により不足をします三高港及び鹿川港の漁船保全施設の工事請負費の増額補正です。

7款1項商工費、3目観光費は、宿泊施設事業特別会計の補正に伴います繰出金の増



額補正です。

48、49ページをお願いします。

8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路維持費は、市道深江10号線ののり面の吹きつけひび割れ復旧に係る工事請負費及び県道維持管理事業の測量・登記委託料の増額補正です。

2目道路新設改良費は、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業の組替えによる増額補正です。

3項河川費、1目河川維持改良費は、2級河川維持管理事業費で、県の移譲事務交付金の増に伴います修繕費の増額補正を、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業で、道路事業への組替えに伴います工事請負費の減額補正を行っています。

このページ下段から50、51ページをお願いします。

2目砂防費は、急傾斜地維持管理事業で、県の移譲事務交付金の増に伴います修繕料の増額補正です。

5項都市計画費、2目都市下水路費は、大原ポンプ場のポンプ配管取替工事費の増額補正です。

6項住宅費、1目住宅総務費は、利用見込みに伴います空き家等活用推進補助金などの増額補正です。

職員給与費が続きまして、54、55ページをお願いします。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費は、小学校施設維持管理事業で、プール事業の再開などによる修繕箇所が増加に伴います修繕料の増額補正です。

職員給与費が続きまして、56、57ページをお願いします。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、2目農業施設災害復旧費は、平成30年大雨災害で被災した農業用給水管の復旧に伴います仮配管撤去工事費の増額補正です。

13款諸支出金、2項1目公営企業費は、水道事業会計及び下水道事業会計の補正に伴う繰出金の補正です。

予算書5ページにお戻りください。

第2表 継続費補正です。

追加として、公共施設再編整備事業の（仮称）大幸交流プラザ新築工事設計業務の1件をお願いしています。

続いて、6ページをお願いします。

第3表 債務負担行為補正です。

追加として、地域福祉計画策定業務委託ほか2件をお願いしています。

続いて、7ページをお願いします。

第4表として、地方債補正です。

変更として、緊急自然災害防災対策事業債ほか2件をお願いしています。

なお、事項別明細書の58から60ページに給与費明細書、62ページから63ページに継続費の進行状況等に関する調書、64ページに債務負担行為の支出予定額等調書を、65ページに地方債残高の見込みに関する調書をお示ししています。

説明については以上です。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

宮下議員。

○1番（宮下成美君） 33ページの上から1、2、3、4、委託料の部分で、公式LINEや電子申請関係とおっしゃられてたんですけど、このRPA保守管理サポート業務委託というのは具体的にどのようなものなのか、お願いします。

○議長（吉野伸康君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） RPA管理委託事業なんですけども、まず、RPAについて説明します。RPAとはロボティック・プロセス・オートメーションの略で、この略でRPAというんですけども、各種定型業務を自動化すること、この自動化するための専用ソフトウェアを導入して、職員が作業内容を設定することで業務の効率化がされるものでございます。

どのような業務に使うかといいますと、住民税の業務ですとか、ふるさと納税の業務ですとか、保育の申込書とか、各種申込みの申請書を市民の皆さんに手書きで書いていただくんですけども、それを機械で自動的に読み取って必要な項目ごとに仕分をするというような機能でございまして、今まで職員が市民の皆さんが書いていただいた申請書を目で読み取って、それを機械に入力して、それを機械で入力したものをまたほかの者が確認をするという一連の作業を、職員が手入力、目で見て確認するというような作業をしているものを、全て市民の皆さんが書いていただいた申請用紙などを機械で読み取って、機械で自動的に分類することで、大量に同一の様式のことを区別、峻別するものを、機械で読み取ることで効率化していこうとするものでございます。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑はありませんか。

上本議員。

○3番（上本雄一郎君） 31ページなんですけど、総務費、総務管理費の009消費者行政活性化事業費の迷惑電話防止機器購入費補助金、増額補正なんですけど、これは当初予算での措置しとった枠がもういっぱいになって、想像以上に需要があったので、このたび補正したということなんでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 佐野危機管理監。

○危機管理監（佐野数博君） こちらの補正は、まだ当初を超えてはおりませんが、今のところ、件数で言いますと30件ほどの補助の申請がありまして、50件を想定して当初予算を組んでおりました。月約10件ほどの推移で来ておりましたので、このまま計算、予測しますと、年間120件ぐらいいくのではないかとということから、120万を想定して、70万の補正をさせていただいたところです。まだ当初を超えてはおりませんので、これからさらなるPRを続けていって、普及促進につなげたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 上本議員。

○3番（上本雄一郎君） 最近、防災無線でもいろいろございますけども、市内で詐欺未遂事案がいろいろな分野、いろいろな手口で続いておりますので、引き続きそういったことも踏まえて取組を進めていただきたいと思います。

続きまして、幾つかございまして、43ページの衛生費、保健衛生費の4目健康増進費で、健康江田島21計画策定業務委託料233万2,000円ございます。これは来年度が多分見直し期間だと思うんですけども、もうこの時期から補正を組んで、そして、2か年でこの新たな計画を仕上げたいこうという計画なんですか。伺います。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 当初、1年間の間に全ての策定業務を行おうというふうに考えておりました。というのは、策定業務をするのと、その準備段階として、アンケート調査であったり、ニーズ調査であったりすることをやるわけなんですけども、そういったものを前倒しとして本年度行い、来年度の令和5年度において策定業務にしていこうということで、今回、前倒した形で補正を上げさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 上本議員、質問を申合せで、こういう場合は3回というふうなのを申合せでしておりますので、それは最後に。

上本議員。

○3番（上本雄一郎君） では、2つ同時にお伺いしたいんですが、45ページの6款農林水産業費、2項林業費、3目林道事業費の除草等業務委託料、危険木が倒れかかりとかいうようなことでしたが、それがどこの路線であるのかということが1つと、55ページの教育費、学校管理費のプールに係る修繕料ですね。3年ぶりにプール授業が再開されたと思うんですけども、これは市内全体、いろんな学校で、どこもかしこも傷んでおったということなのか、その被害の状況というか、そういったことを教えていただきたいと思えます。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） それでは、45ページの林道の維持管理事業費の増額でございます。これは沖美町の林道砲台山線の除草等業務委託に関する増額補正でございます。

○議長（吉野伸康君） 山井教育部長。

○教育部長（山井法男君） 55ページのほうの小学校施設維持管理事業費のところですか。このたび130万円補正をお願いしています。これは、もともと修繕料というのは小学校全体の箇所づけなしでの修繕料ということなんですけれども、その年いろんな修繕があります。照明が壊れたりとか、あるいは水漏れして水道を直したりとか、それらを全額ひっくるめて当初予算で507万予算を頂いておりました。それを、今年度いろんな修繕をかけていったんですけれども、特にプールについて、江田島小と三高小において、更衣室の壁が3年目になりましたので、去年、おとしはコロナでプールができませんでした。使ってなかったんです。そうすると、プールそのものの床面がちょっと傷んでおったりとか、更衣室が傷んでおったりとかで、500万のうち130万円を

プールで消化してしまいました。その結果、全体で持っていた修繕料の500万がもう残り少なくなってきたので、プールに相当する130万円を今回プラス補正させていただきました。合計で630万円に修繕料自体を膨らませてもらうということです。

以上です。

○議長（吉野伸康君） ほかにありませんか。

宮下議員。

○1番（宮下成美君） 47ページの宿泊施設事業特別会計繰出金758万5,000円、これは恐らく99ページの工事請負費なのかとは思いますが、もう少し具体的に教えていただけたら。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） こちらは議案の45号で説明しようと思ってたんですが、サンビーチおきみの高架水槽の修繕の工事のためのものでございます。

○議長（吉野伸康君） ほかにありませんか。

岡野議員。

○8番（岡野数正君） 私、33ページの、先ほど宮下議員のほうからも質問ありましたけれども、RPA保守管理サポート業務委託料の御説明いただきましたが、恐らくこの保守管理サポート、非常に便利な、職員にとってはですね、非常に便利なツールになるかと思うんですが、恐らくこういったシステム入れる際に、費用対効果というのを、これによってどのようになるかという試算をされていると思うんですが、そのあたりの効果がどれくらいになるのか。簡単に言えば、今まで時間外をこれだけ使ってたけれども、こういったシステムを入れることによって、かなり各部局とも時間短縮ができると。そうすると、時間外をしなくて、ある程度、しなくてもいいような状況が生まれるんだとか、これは一つの例ですけども、こういったところの費用対効果の試算についてお伺いしたいと思います。

それと、その上のスマートフォン教室実施業務委託料というのがございます。これをちょっと具体的に説明をお願いしたいと思います。

続いて51ページ、51ページに8款土木費、6項住宅費の中の、これ下ですね、下のほうになりますけども、空き家等活用推進補助金、空き家等除却推進補助金というのが300万と100万ほど上がっております。これは多分、需要が結構あったのかなと、増えたのかなというような気がするんですが、そこらあたりの状況をちょっとお知らせいただきたいと思います。この3点お伺いします。

○議長（吉野伸康君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 岡野議員おっしゃっていただいたとおり、RPAを導入することによって職員の事務が効率化されます。これDX全てに言えることなんですが、デジタル技術を活用することによって職員の事務の効率化を図って、効率化できた時間をまた市民の皆さんのほかのサービスに充てようというのがDXの考え方になっております。

総務省の令和3年度の調査によりますと、人口規模2万人、本市の規模に類似する、が入るところですが、人口規模2万人の自治体でこのRPAを導入することによって、

年間合計1,993時間を削減したという調査結果が出ています。これにより生じた人的資源を職員でしかできない業務へシフトすることで、市民サービスの向上につなげていきたいというふうに考えております。一番大きなものは、住民税の業務において、人口2万人規模の自治体では990時間を削減したというような調査結果が出ておるといふことでございます。

2点目のスマホ教室の実施内容の詳細についてでございますが、これにつきましては、デジタル活用に不安のある高齢者の皆さんに対して、オンラインによる行政手続のスマートフォンの利用方法に関する助言や相談の応援支援を行います講習会を計画しております。これは地元事業者のドコモショップゆめタウンの方などに御協力をいただきながら、大柿高校の生徒の皆さんとも連携して開催することで、デジタルディバイド対策、いわゆるデジタル格差の解消をこれによって図っていきたいというふうに考えておるのでございます。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 水頭土木建築部長。

○土木建築部長（水頭顕治君） 51ページの空き家等活用推進補助金、こちらのほうにつきましては、空き家購入補助や空き家修繕補助、こういったものに対して補助しているものでございます。こちらは当初見込んでいた件数に足したものの、あるいは相談でそれを超してしまいそうなものというようなことから補正をさせていただくものでございます。

続きまして、空き家等除却推進補助金、こちらのほうにつきましては、空き家除却支援補助などがございますけれども、こちらのほうにつきましても、既に当初の予定いっぱいになっております。そうした中、相談もございますので、必要分について予算計上させていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） 特にこの、ただいま御回答いただいて、大体内容を理解できました。システム新たなものを入れて、時間がかかなり削減できると。そのことをほかの行政サービスに回していこうということで、非常にすばらしい取組だというふうに思います。ぜひとも効果が上がるように運用していただきたいと思います。

それと、あわせて、空き家の活用推進補助金、これは市内、県内でも有数の空き家を有しておる江田島市ですから、これについてもしつかりとした取組が必要だと思います。これで一応300万、100万ということで今回補正をされますが、さらにそういった希望者が出られた場合には、それなりのまた対応をしていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。14時30分まで休憩いたします。

(休憩 14時14分)

(再開 14時30分)

○議長(吉野伸康君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

### 日程第13 議案第43号

○議長(吉野伸康君) 日程第13、議案第43号 令和4年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました議案第43号 令和4年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)でございます。

令和4年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億9,967万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長(吉野伸康君) 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長(仁城靖雄君) それでは、議案第43号につきまして、歳入歳出補

正予算事項別明細書で御説明をいたします。

事項別明細書の70ページ、71ページをお願いいたします。

このたびの補正予算は、4月の人事異動等に伴う職員給与費等の増額を行うものでございます。

初めに、歳入でございます。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金は、職員給与費等繰入金の増額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

72ページ、73ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、人事異動に伴う職員手当の増額補正でございます。

なお、74ページから76ページには給与費明細書をお示ししております。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第14 議案第44号

○議長（吉野伸康君） 日程第14、議案第44号 令和4年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第44号 令和4年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和4年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,793万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億693万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為。

第2条 地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） それでは、議案第44号につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明をいたします。

事項別明細書80ページ、81ページをお願いいたします。

このたびの補正予算は、4月の人事異動等に伴う職員給与費等の増減、また、令和2年度事業の精算に伴う国への返還金などにつきまして、予算の補正を行うものでございます。

初めに、歳入でございます。

まず、地域支援事業交付金につきまして、3款国庫支出金、その下、4款支払基金交付金、その下、5款県支出金、そしてその下、7款繰入金、1項一般会計繰入金のうち、2目及び3目におきまして、それぞれ交付金や繰入金の減額補正を行っております。

82ページ、83ページをお願いいたします。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、5目その他一般会計繰入金は、職員給与費繰入金の増額補正でございます。

8款1項1目繰越金は、前年度繰越金の増額補正でございます。

9款諸収入、2項4目雑入は、社会保険料の減額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

84ページ、85ページをお願いいたします。

今回の歳出補正予算の主なものは、昨年度、令和3年度の実績に伴う返還金でございます。また、人件費につきましては、人事異動等に伴いまして、給料、職員手当などの組替え補正を各款項目におきまして計上しております。

それでは、人件費関係を除く主な補正につきまして御説明をいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の介護保険一般事業費は、介護保険事



業計画を今年度から来年度2か年で策定するために、委託料の組替えを行うものでございます。

86ページ、87ページをお願いいたします。

一番下の段でございます。7款諸支出金、2項償還金及び還付加算金、3目償還金は、令和3年度事業実績の精算に伴います介護給付費交付金及び地域支援事業交付金の返還金の増額補正でございます。

予算書16ページにお戻りください。

第2表 債務負担行為でございます。

追加といたしまして、介護保険事業計画策定業務委託をお願いをしております。

なお、88ページから90ページには給与費明細書を、91ページには債務負担行為の支出予定額等調書をお示ししております。

説明につきましては以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 現在の介護保険の説明の中で、精算のときに令和2年度精算と説明しておりました。令和3年度の精算ということでございますので、訂正しておわびをいたします。令和3年度の精算による返還金でございます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） どうも失礼いたしました。

それでは、これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第 15 議案第 45 号

○議長(吉野伸康君) 日程第 15、議案第 45 号 令和 4 年度江田島市宿泊施設事業特別会計補正予算(第 1 号)を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました議案第 45 号 令和 4 年度江田島市宿泊施設事業特別会計補正予算(第 1 号)でございます。

令和 4 年度江田島市宿泊施設事業特別会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 758 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 7,388 万 5,000 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、産業部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長(吉野伸康君) 泊野産業部長。

○産業部長(泊野秀三君) それでは、議案第 45 号 令和 4 年度江田島市宿泊施設事業特別会計補正予算(第 1 号)について説明いたします。

事項別明細書の 98、99 ページを御覧ください。

3、歳出、1 款事業費、1 項管理費、1 目管理費は、サンビーチおきみの高架水槽が経年劣化により破損するおそれがあります。これを交換工事行うための工事請負費の増額補正でございます。

財源は全額一般会計からの繰入金としております。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長(吉野伸康君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第 16 議案第 46 号

○議長(吉野伸康君) 日程第 16、議案第 46 号 令和 4 年度江田島市水道事業会計補正予算(第 1 号)を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました議案第 46 号 令和 4 年度江田島市水道事業会計補正予算(第 1 号)でございます。

内容につきましては、企業局長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長(吉野伸康君) 躍場企業局長。

○企業局長(躍場克之君) それでは、議案第 46 号 令和 4 年度江田島市水道事業会計補正予算(第 1 号)について御説明いたします。

このたびの補正は、職員の人事異動に伴う人件費の補正と、前早世浄水場の 3 号ろ過池の補砂工事費を補正するものでございます。

補正予算書 1 ページを御覧ください。

第 1 条 令和 4 年度江田島市水道事業会計の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 4 年度江田島市水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものです。

第 1 款水道事業費用の第 1 項営業費用を 9 1 1 万 8, 0 0 0 円の増額補正を行いまして、第 1 款水道事業費用の補正後合計額を 7 億 6, 4 1 1 万 8, 0 0 0 円とするものです。

第 3 条 予算第 8 条に定めた職員給与費を 6 8 8 万 2, 0 0 0 円の減額補正を行い、1 億 2, 2 7 9 万 4, 0 0 0 円に改めるものです。

補正の内容につきましては、7 ページの費目別内訳書を御覧ください。

(1) 収益的支出について、水道事業費用の第1項営業費用、第1目原水及び浄水費の修繕費を1,600万円の増額、第2目配水及び給水費の給料、手当等、賞与引当金繰入額及び法定福利費合わせて1,050万6,000円の減額、第5目総係費の給料、手当等、賞与引当金繰入額及び法定福利費を合わせて362万4,000円増額し、第1款水道事業費用の補正予定額を合わせて911万8,000円増額するものです。

その他、実施計画は3ページ、キャッシュ・フロー計算書は4ページ、給与費明細書は5ページから6ページに記載してあるとおりです。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第17 議案第47号

○議長（吉野伸康君） 日程第17、議案第47号 令和4年度江田島市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第47号 令和4年度江田島市下水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

内容につきましては、企業局長から説明をいたします。よろしくご願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 躍場企業局長。

○企業局長（躍場克之君） それでは、議案第47号 令和4年度江田島市下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

このたびの補正は、人事異動に伴う人件費の補正に伴い、それに伴う財源の補正をするものです。

補正予算書1ページを御覧ください。

第1条 令和4年度江田島市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度江田島市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

まず、収入について、第1款下水道事業収益の第1項営業収益を19万8,000円の減額、第2項営業外収益を35万円減額補正を行いまして、第1款下水道事業収益の補正後合計額を12億3,505万2,000円とするものです。

支出については、第1款下水道事業費用の第1項営業費用を54万8,000円の減額補正を行いまして、第1款下水道事業費用の補正後合計額を12億3,775万2,000円とするものです。

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

第3条本文の下段を御覧ください。

まず、収入について、第1款資本的収入の第5項負担金を12万円の減額補正を行いまして、第1款資本的収入の補正後合計額を2億5,248万円とするものです。

支出については、第1款資本的支出の第1項建設改良費を253万6,000円の減額補正を行いまして、第1款資本的支出の補正後合計額を6億4,546万4,000円とするものです。

第3条本文を御覧ください。

予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億9,540万円を3億9,298万4,000円に減額し、補填財源である過年度分損益勘定留保資金8,237万2,000円を1億1,078万6,000円に、及び当年度分損益勘定留保資金2億9,406万8,000円を2億6,323万8,000円に改め、補正するものです。

第4条 予算第8条に定めた職員給与費を268万6,000円の減額補正を行い、7,942万5,000円に改めるものです。

第5条 予算第9条に定めた一般会計からの補助金1億9,960万円を1億9,925万円に改めるものです。

補正の内容につきましては、7ページの費目別内訳書を御覧ください。

（1）収益的収入及び支出の部の、まず、下表の支出についてでございます。下水道事業費用、第1項営業費用、第2目処理場費の賞与引当金繰入額及び退職組合負担金合わせて11万5,000円の減額、第3目普及促進費、給料、手当等、賞与引当金繰入額及び退職組合負担金合わせて65万3,000円の減額、第4目総係費、給料、手当

等、賞与引当金繰入額及び退職組合負担金合わせて22万円増額し、第1款下水道事業費用の補正予定額を合わせて54万8,000円減額するものです。

次に、上表の収入については、下水道事業費用の減額に伴い、下水道事業収益、第1項営業収益、第3目一般会計負担金の普及促進費負担金及びその他負担金合わせて19万8,000円の減額、第2項営業外収益、第2目一般会計補助金の一般会計補助金を35万円減額し、第1款下水道事業収益の補正予定額を合わせて54万8,000円減額するものです。

8ページをお願いします。

(2) 資本的収入及び支出の部、下表の支出についてでございます。資本的支出、第1項建設改良費、第2目処理場整備費を、給料、手当等、賞与引当金繰入額、法定福利費及び退職組合負担金合わせて253万6,000円を減額し、第1款資本的支出の補正予定額を253万6,000円減額するものです。

次に、上表の収入については、資本的支出の減額に伴い、資本的収入の第5項負担金、第1目一般会計負担金の一般会計負担金を12万円減額し、第1款資本的収入の補正予定額を12万円減額するものです。

その他、実施計画は3ページ、キャッシュ・フロー計算書は4ページ、給与費明細書は5ページから6ページに記載してあるとおりです。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 8 議案第 4 8 号～日程第 2 9 議案第 5 9 号

○議長（吉野伸康君） 日程第 1 8、議案第 4 8 号 令和 3 年度江田島市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 2 9、議案第 5 9 号 令和 3 年度江田島市下水道事業会計決算の認定についてまでの 1 2 議案を一括議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま一括上程されました議案第 4 8 号から議案第 5 9 号までの令和 3 年度江田島市各会計の歳入歳出決算の認定等についてでございます。

最初に、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、議案第 4 8 号で一般会計、議案第 4 9 号で国民健康保険特別会計、議案第 5 0 号で後期高齢者医療特別会計、議案第 5 1 号で介護保険（保険事業勘定）特別会計、議案第 5 2 号で介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計、議案第 5 3 号で住宅新築資金等貸付事業特別会計、議案第 5 4 号で港湾管理特別会計、議案第 5 5 号で地域開発事業特別会計、議案第 5 6 号で宿泊施設事業特別会計、議案第 5 7 号で交通船事業特別会計、これら 1 0 の会計の歳入歳出決算を監査委員の審査意見書及び関係書類を添えて議会の認定をお願いするものでございます。

続きまして、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、議案第 5 8 号で水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、あわせて同法第 3 0 条第 4 項の規定により、水道事業会計決算を監査委員の審査意見書及び関係書類を添えて議会の認定をお願いするものでございます。

最後に、地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、議案第 5 9 号で下水道事業会計決算を監査委員の審査意見書及び関係書類を添えて議会の認定をお願いするものでございます。

令和 3 年度の決算について、予算執行が合法的になされているか、その会計処理が適正、確実に行われたかといった検証のほか、経理内容の適否、公営企業の運営などの審査に熱心に当たられました三浦代表監査委員、浜西監査委員に対しましては、厚く敬意を表する次第でございます。ありがとうございます。議会におかれましては、何とぞ御理解ある御審議をいただきまして、的確なる認定等を賜りますようお願いを申し上げます。

以上をもちまして、議案第 4 8 から議案第 5 9 号までの令和 3 年度江田島市各会計の歳入歳出決算の認定等についての提案理由といたします。よろしく願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

本 1 2 議案については、監査委員の意見が付されていますので、監査委員からの報告を求めます。

それでは、三浦代表監査委員に入場していただきます。

（代表監査委員 入場）

三浦代表監査委員、登壇願います。

○代表監査委員（三浦和英君） 令和 3 年度江田島市一般会計・特別会計歳入歳出決

算及び基金運用状況審査並びに令和3年度江田島市公営企業会計決算審査意見について御報告いたします。

令和3年度江田島市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査につきましては、去る7月21日から8月25日までの間、関係諸帳簿及び証拠書類等の調査などを行いました。また、令和3年度江田島市公営企業（水道事業・下水道事業）会計の決算につきましては、去る6月2日から8月25日までの間、総勘定元帳、その他会計帳票及び関係書類との照合など、通常実施すべき審査を慎重に行ってまいりました。

その結果、令和3年度江田島市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況並びに令和3年度江田島市公営企業会計決算は、関係諸帳簿の各計数と符合しており、非違の経理はありませんでした。

なお、審査意見書をお手元に配付いたしておりますので、御覧いただきますようお願いいたします。

以上、報告いたします。

○議長（吉野伸康君） ここで三浦代表監査委員には退席していただきます。  
（代表監査委員 退席）

以上で、監査委員の報告を終わります。

#### 決算審査特別委員会の設置

○議長（吉野伸康君） お諮りします。

ただいま一括議題といたしました議案第48号 令和3年度江田島市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第59号 令和3年度江田島市下水道事業会計決算の認定についてまでの12議案については、議会選出の監査委員を除く15名の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、各常任委員会の所管事項別に各分科会へ分割付託し、閉会中の継続審議とすることにしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本12議案は、議会選出の監査委員を除く15名の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

#### 閉 会

○議長（吉野伸康君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これで、令和4年第4回江田島市議会定例会を閉会いたします。

皆さん、御苦労さまでした。

（閉会 15時09分）



地方自治法 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

江田島市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員